令和８年度
０８－ＣＨ４０－Ｙ３
昭和工業団地
環境整備業務委託

特 記 仕 様 書

令和８年１１月
秋田県産業労働部産業集積課

１　共通仕様書の適用

本業務の実施にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年１０月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

２　共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第１編　共　通　編
第１章　総　　則

第１節　業務内容

１　目的

本業務は、昭和工業団地における伐木除根業務を行うものである。

２　場所

本業務の実施位置は、潟上市昭和大久保地内で別添位置図に示すとおりである。

３　業務の履行期限

令和９年３月１２日

第２章　完成図書

第１節　完成図書

受注者は、完成図書として着手前写真・業務中写真・業務完了写真等を１部提出するものとする。

第３章　その他

第１節　その他

上記各条で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

令和８年度

０８－ＣＨ４０－Ｙ３

昭和工業団地

環境整備業務委託

現場説明事項書
［条件明示書］

令和８年１１月

秋田県産業労働部産業集積課

条　件　明　示　書

１．設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

２．本業務委託費の算出においては、次のとおり積算しています。

１）伐木除根の積算については、次の基準により積算しています。

・基準：土木工事標準積算基準書（河川編）令和８年１０月以降適用　秋田県

・歩掛：第２章　河川維持工　③伐木除根工

２）本業務の諸経費は、「土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（秋田県）」の「第１章　総則　②間接工事費　１．間接工事費の扱い＜県独自＞　１－３　河川・道路等の維持管理委託業務の諸経費について＜県独自＞」の「道路維持が主たる業務の場合」を準用しており、次の諸経費率により算出しています。

・共通仮設費：　9.35％

・現場管理費：42.60％

（各諸経費における各種補正を反映した後の率となります。）

３）一般管理費等の算出における前払金支出割合による補正は「補正無し」、契約保証に係る補正は「金銭的補償（500 万円以上）0.04%」としています。

４）業務内容を勘案し、「秋田県週休２日制工事」に関する各種補正は計上していません。

５）想定処分量については、木くず：202.19t、抜根：101.16t として積算しております。

６）木くず、抜根の処分先は、秋田市太平地内（L=32.3km）として積算しております。